

◆その他ご留意いただきたい事項



◆防生協「(基本) 出資金」

共済事業を利用するには1口(100円)以上の出資金を納め、防生協の組合員となる必要があります。組合に加入いただく際には、基本出資金として10口(1,000円)を、その後は50口(5,000円)までの増資をお願いしています。

毎事業年度において、共済掛金の割戻金が生じた際には、総代会の議決を経て、出資金に振り替えさせていただきます。出資振替をせず割戻しを希望する場合には、所定の期日(通常総代会終了後1か月)までに本部事務局に申し出てください。

この出資金は組合脱退時にお返しいたします。

◆「長期生命共済」の契約

現職組合員で火災共済及び生命共済契約者は同時に長期生命共済の「積立期間」の契約者となり、火災共済及び生命共済の割戻金がある場合は長期生命共済の基本掛金として積み立てられ、脱退時には積立割戻金をお支払いします。

この「積立期間」中の共済契約は一律本人コース1口として取り扱い、割戻金から振り替えられた年額60円の掛金で災害死亡または災害重度障害の場合に20万円の共済金をお支払いします。(組合員となった初年度は割戻金がありませんので、この取扱は適用外となります。また次年度以降の割戻金が掛金の60円に満たない場合は、ア.それまでに積立てた割戻金からの振替、イ.給与からの源泉控除、ウ.金融機関からの口座振替または振込の順で徴収させていただきます。ただし、ア、イ、ウによっても掛金払込額が定額に達しない場合で、その年度内に災害死亡共済金または災害重度障害共済金の支払事由が生じた場合には、未収分の掛金を、支払うべき共済金から差し引いてお支払いします。)

また、「据置期間」中の共済契約においても「積立期間」中の共済契約と同様に、割戻金等から振り替えられた年額60円の掛金で災害死亡または災害重度障害の場合に20万円の共済金をお支払いします。

なお、長期生命共済の「保障期間」の保障内容は、「保障(据置)期間」移行時の長期生命共済事業規約によるもので、火災共済及び生命共済ご加入時点で決まるものではありません。

◆「個人情報」の取扱い

取得させていただいた個人情報は、火災共済、生命共済及び長期生命共済の引き受け、継続、維持管理及び共済金等の支払並びに共済事業に係る情報の提供のために利用します。

また、利用目的を達成するために職域の厚生担当部署と連携する場合には、その情報を提供します。

共済金等を請求される場合、「番号法」に基づき共済契約者等の個人番号の提出をお願いすることがあります。

◆ご自身のニーズに合った内容ですか？

お申込み前に必ずご確認ください

- ・火災・災害共済は保障期間1年間の共済で、火災、風水害、地震等に対する建物や動産の保障を希望される方に適しています。
- ・原則として加入資格を満たすかぎり、更新により退職後も終身継続して加入頂くことができます。

- 保障内容はニーズに合致していますか？
- ご自身が選択された掛金、共済金額、その他の内容はニーズに合致していますか？

チェック!

このパンフレットに関してご不明な点等がありましたら、下記にお気軽にご連絡ください。

駐屯地・基地等の
地域担当者へ



コールセンターへ



0120-079-931

平日 8:30~17:00

ホームページ経由で



防生協 検索



https://www.boseikyo.jp/

防生協 防衛省職員生活協同組合
BOSEIKYO

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町2番1号 クイーポビル6階
コールセンター・フリーダイヤル 0120-079-931
(平日 8:30~17:00)

R8.7作成

防生協
BOSEIKYO

Join Hands, Create the Best
未来につなぐ。助け合いの輪
火災・災害 | 生命・医療 | 退職者生命・医療

火災・災害共済

NEW !!

2026年7月

火災・災害共済が、よりパワーUPして新登場



安心をコスパでサポート 防生協 !!

※火災・災害共済、生命・医療共済、退職者生命・医療共済はそれぞれ防生協の火災共済、生命共済、長期生命共済の販売呼称です。

防衛省職員生活協同組合



www.boseikyo.jp

BSA-2026-04

火災から自然災害(地震、津波を含む)まで、幅広く大切な建物と動産(家財)を保障します。

令和8年7月
リニューアル

火災・災害共済の特長

1 | 手ごろな掛金で「幅広く保障」

掛金は年額1口400円で火災等による損害と風水害等、地震等の自然災害による損害まで、これひとつで保障します。

火災の場合は築年数・使用年数にかかわらず再取得価格※で保障します。

※防生協が定める標準建築費、動産は修理不能の場合、同等機能品の取得価格

2 | 退職後も、配偶者も、「安心の終身利用」

退職後も火災・災害共済を利用でき、保障内容は現職時と変わりません。

退職火災・災害共済の加入資格

- ①防衛省職域に10年以上勤務し、かつ退職時に継続して3年共済事業(火災・災害共済または生命・医療共済)を利用していること。
- ②または退職後に退職者生命・医療共済に継続加入していること。

万一、契約者が亡くなった場合は、配偶者が「遺族組合員」として終身継続して火災・災害共済を利用することができます。

3 | ニーズに合わせた「組み合わせ」利用

「建物」に対する保障と「動産」(家財)に対する保障のそれぞれを別に契約できます。例えば現在、「建物」は住宅ローンとセットで火災保険に加入されている方は、まずは「動産」だけ、この火災・災害共済でスタートということもできます。

4 | 単身赴任先や実家の物件も「併せて保障」

「建物」2か所、「動産」2か所まで所在地の異なる物件を契約できます。

単身赴任先の「動産」(家財)や両親の持家も契約でき、さらにアパート・賃貸マンション等の「建物」については「借家人賠償責任特約」で備えることができます。

決算で剰余金が出たら

毎事業年度の決算で、剰余金がある場合は、「割戻金」として還元されます。(決算の結果、割戻しを行わない場合もあります。)

詳しくは「注意喚起情報」ページの「その他」及び裏表紙の「長期生命共済」の契約をご覧ください。

金融機関から融資を受けられる方へ

銀行等から住宅融資を受ける際に、火災保険に加入したうえで質権の設定を求められた場合には、防生協の火災・災害共済で可能か金融機関に確認してください。不明な点についてはご相談ください。

◆自分の財産は自分で守る必要があります



火災報知器や
消火器も買って
気をつけているけど…

火災等の被害には…自分が火元のほかに



類焼(もらい火)に加え、
消火活動による消防破壊、
消防冠水などもあります。



そのほか、
上の階からの水漏れ、
落雷による家具類または
電気器具等の被害もあります。

自分が気をつけるだけでは十分ではありません！

火災の被害者は多くの場合

- どこにも損害賠償の請求ができません。
- どこからも保障が受けられません。

なので自分の財産は、
自分で守る必要があります。



「失火の責任に関する法律」の趣旨

通常、不法行為による損害賠償の請求は加害者の故意または過失があればできます。ところが、日本の家屋には木造家屋が多く、また、失火の場合には加害者自身も焼け出されている場合が多いことから、加害者に過大な責任を負わせることを回避するようになっています。

そのため、加害者が賠償責任を負うのは故意または重大な過失がある場合に限られます。

アパート・賃貸マンション等には「借家人賠償責任特約」

アパートやマンション等を借りる場合、大家さんや不動産会社から「借家人賠償責任保険」に加入するよう勧められることがあります。



防生協の「借家人賠償責任特約」とは……

借りた部屋を火災等(不慮の人為的災害及び落雷を除く。)により焼失または損壊させてしまった場合、借りた部屋について必ず原状回復して貸主に返還する義務を負っています。

これらの損害賠償責任を負うことにより被る損害(時価額)を保障します。

※契約者本人が借家にお住いの場合のみ動産契約に付帯して契約可能です。

頻発する自然災害の心配も他人事ではありません！



老後のために蓄えてきた貯金が全て……

大型台風や地震、豪雪による家屋の倒壊・損傷等……

自然災害は、気をつけていても防ぎようがない事が多いのも事実です。災害の後始末や生活再建のための資金の足掛かりは、精神的な大きな支えにもなります。



契約概要

「現職中」も「退職後」も手ごろな掛金で住まいやニーズに応じた保障が選べます

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事柄のうち、特にご確認いただきたい事項を掲載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容を確認の上お申し込みください。

◆損害の原因(1つの契約で以下①②③をカバーします)

① 火災等 (火災共済金)	火災	落雷	破裂・爆発	航空機からの落下物、車両の飛込み	上階の他人住居からの水漏れ	
	自火、類焼、消防破壊、消防冠水等	半径2km以内で、かつ地上に到達したものの	凍結による水道管等の破裂は風水害等に分類	他損で、弁償してもらえない部分	不慮の人為的事故が保障の対象	
	② 風水害等※1 (災害共済金)	風災	水害	雪害・ひょう災	土砂崩れ	凍結破裂
台風、突風、旋風、暴風雨等	豪雨、長雨、高潮、高波、洪水等	豪雪、雪崩、降ひょう等	台風等による土砂崩れ、地滑り等	凍結による水道管等の破裂による損害※2		
③ 地震等 (地震共済金)	地震	噴火	津波	火災	地割れ・地盤沈下・埋没	
			地震・噴火によるもの	地震・噴火・津波によるもの	地震・噴火・津波によるもの	

※1 住宅の欠陥、老朽化を原因としたものは含みません。 ※2 破損した水道管等は保障対象外です。

◆保障の対象(ニーズに応じて組合せを選べます)

組合せパターン	保障の対象は組み合わせ(ア～オ)を選ぶことができます				
	契約	持ち家の場合の選択肢		借家の場合の選択肢	
	建物	ア建物・動産 両方とも契約	イ建物のみ	エ	オ借家人賠償責任特約を 動産に付帯
動産		ウ	オ動産のみ		キ
更に自宅に加え、実家の建物や子どものアパートの家財等、2か所まで所在の異なる物件を保障できます。					
建物	契約者またはその配偶者等※が所有し、現に居住する日本国内の住宅専用建物				
	木造	右記の耐火造以外の建物。 準耐火建築物、省令準耐火建物、 軽量鉄骨造の建物も木造となります。		耐火造	コンクリート造、石積造及び不燃材料で被覆された鉄骨造、その他建物の外からの火災に対し容易に類焼しないもの。例：鉄筋コンクリート造の中高層の公団住宅やマンション、コンクリート造の一戸建て等。
注：空き家、別荘、営業用店舗、門、塀、垣、側溝、マンションの専有部分以外等は保障の対象とはなりません。					
動産	契約者またはその配偶者等※が現に居住する建物に収納されている動産(家財)				
	例				
注：通貨、有価証券、印紙・切手、美術品、貴金属、電子データ、自動車等保障の対象とはならないものがあります。					

※ 配偶者等：配偶者、契約者または配偶者の父母及び祖父母、契約者または配偶者の子ども及び孫とその配偶者。

◆お取り扱い内容(退職火災・災害共済を含む) ※退職火災・災害共済の加入資格については④ページの2をご参照ください。

共済期間	7月1日(中途加入の場合は効力発生日)から翌年6月30日まで	契約内容に変更がない場合、または解約の申し出がない場合は自動的に契約が更新されます。定年退職後もお手続きにより継続できます。
1口あたりの掛金と保障額	掛金： 400円(年一括払い)	保障額： 火災等で 最高50万円 風水害等で 最高25万円 地震等で 最高10万円
支払要件	火災等 風水害等、地震等	1万円以上の損害 10万円以上の損害
臨時費用	生活上の臨時の支出に充てるために要する額として、共済金額の10%を共済金に加えてお支払い	共済金の支払に該当した場合に限り、かつ1回の共済事故につき200万円が限度となります。
共済金の内払	共済事故により、全焼、全滅失その他これらに準ずる程度の損害が生じた場合などに、共済金見込額の15%を先にお支払い可	罹災証明書他、必要な書類の提出を受け、かつ組合が必要と認めるとき、1回の共済事故につき、300万円を限度として内払(先払い)を請求できます。

取扱い限度	契約限度口数		契約限度口数毎の最高限度共済金額			【注意事項等】 建物：契約限度口数は左記の通りですが個々の構造・延床面積(2階建ての家なら、1階、2階の床面積の合計で、住宅全体の面積)によって上限が決められています。④ページ「契約限度口数早見表」を参照してください。 動産：営内に保有する動産は5口が最高限度です。 合計：物件が2か所の場合は合計での限度額です。
	建物	80口	火災等	風水害等	地震等	
	動産	40口※	4,000万円	2,000万円	800万円	
	合計	120口	2,000万円	1,000万円	400万円	
			6,000万円	3,000万円	1,200万円	
遺族組合員(含む定年退職後)	火災共済(火災・災害共済)の契約者本人が死亡した場合、配偶者は遺族組合員として、終身継続して火災共済(火災・災害共済)を利用可能					ただし、遺族組合員本人が所有し現に居住する建物(1物件)、及び現に居住する建物に収納される動産(1か所)が保障の対象となります。
《オプション》借家人賠償責任特約	契約者本人が居住の借家を火災・破裂・爆発により焼失または損壊した場合に、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負担するための特約で動産契約に付帯。共済契約金額は、右記4パターンから選択。(支払額は、損害賠償額を限度とします。また落雷、風水害、地震等の保障はありません。)					保障額 年間掛金
						500万円 1,000円
						1,000万円 2,000円
						1,500万円 3,000円
						2,000万円 4,000円
(1～6月以降に加入の場合の掛金は、半額となります)						

※「動産」の最低限度は、1物件ごとに5口です。(ただし、営内者が現に居住する隊舎に保有する動産及び借家人賠償責任特約を付帯する動産を除きます。また、営内者が現に居住する隊舎に保有する動産については5口を限度(上限)に加入できます。)

契約概要

建物の加入口数の決め方(契約限度口数早見表)

建物の最高限度口数は80口ですが、対象となる建物の構造・延床面積によって下表のとおり契約できる限度口数は決められています。また、物件が2件の場合は、その合計で80口までです。

【例】延床面積が100㎡の建物の場合の契約限度口数は、木造の場合は30口、耐火造の場合は36口となります。

延べ床面積 (㎡)		限度口数	年間掛金
木造	耐火造		
16.5 ~ 19.7	13.8 ~ 16.4	5口	2,000円
19.8 ~ 23.0	16.5 ~ 19.2	6口	2,400円
23.1 ~ 26.3	19.3 ~ 22.0	7口	2,800円
26.4 ~ 29.6	22.1 ~ 24.7	8口	3,200円
29.7 ~ 32.9	24.8 ~ 27.5	9口	3,600円
33.0 ~ 36.2	27.6 ~ 30.2	10口	4,000円
36.3 ~ 39.5	30.3 ~ 32.9	11口	4,400円
39.6 ~ 42.8	33.0 ~ 35.7	12口	4,800円
42.9 ~ 46.1	35.8 ~ 38.5	13口	5,200円
46.2 ~ 49.4	38.6 ~ 41.2	14口	5,600円
49.5 ~ 52.7	41.3 ~ 44.0	15口	6,000円
52.8 ~ 56.0	44.1 ~ 46.7	16口	6,400円
56.1 ~ 59.3	46.8 ~ 49.4	17口	6,800円
59.4 ~ 62.6	49.5 ~ 52.2	18口	7,200円
62.7 ~ 65.9	52.3 ~ 55.0	19口	7,600円
66.0 ~ 69.2	55.1 ~ 57.7	20口	8,000円
69.3 ~ 72.5	57.8 ~ 60.5	21口	8,400円
72.6 ~ 75.8	60.6 ~ 63.2	22口	8,800円
75.9 ~ 79.1	63.3 ~ 65.9	23口	9,200円
79.2 ~ 82.4	66.0 ~ 68.7	24口	9,600円
82.5 ~ 85.7	68.8 ~ 71.5	25口	10,000円
85.8 ~ 89.0	71.6 ~ 74.2	26口	10,400円
89.1 ~ 92.3	74.3 ~ 77.0	27口	10,800円
92.4 ~ 95.6	77.1 ~ 79.7	28口	11,200円
95.7 ~ 98.9	79.8 ~ 82.4	29口	11,600円
99.0 ~ 102.2	82.5 ~ 85.2	30口	12,000円
102.3 ~ 105.5	85.3 ~ 88.0	31口	12,400円
105.6 ~ 108.8	88.1 ~ 90.7	32口	12,800円
108.9 ~ 112.1	90.8 ~ 93.5	33口	13,200円
112.2 ~ 115.4	93.6 ~ 96.2	34口	13,600円
115.5 ~ 118.7	96.3 ~ 98.9	35口	14,000円
118.8 ~ 122.0	99.0 ~ 101.7	36口	14,400円
122.1 ~ 125.3	101.8 ~ 104.5	37口	14,800円
125.4 ~ 128.6	104.6 ~ 107.2	38口	15,200円
128.7 ~ 131.9	107.3 ~ 110.0	39口	15,600円
132.0 ~ 135.2	110.1 ~ 112.7	40口	16,000円
135.3 ~ 138.5	112.8 ~ 115.4	41口	16,400円
138.6 ~ 141.8	115.5 ~ 118.2	42口	16,800円

延べ床面積 (㎡)		限度口数	年間掛金
木造	耐火造		
141.9 ~ 145.1	118.3 ~ 121.0	43口	17,200円
145.2 ~ 148.4	121.1 ~ 123.7	44口	17,600円
148.5 ~ 151.7	123.8 ~ 126.5	45口	18,000円
151.8 ~ 155.0	126.6 ~ 129.2	46口	18,400円
155.1 ~ 158.3	129.3 ~ 131.9	47口	18,800円
158.4 ~ 161.6	132.0 ~ 134.7	48口	19,200円
161.7 ~ 164.9	134.8 ~ 137.5	49口	19,600円
165.0 ~ 168.2	137.6 ~ 140.2	50口	20,000円
168.3 ~ 171.5	140.3 ~ 143.0	51口	20,400円
171.6 ~ 174.8	143.1 ~ 145.7	52口	20,800円
174.9 ~ 178.1	145.8 ~ 148.4	53口	21,200円
178.2 ~ 181.4	148.5 ~ 151.2	54口	21,600円
181.5 ~ 184.7	151.3 ~ 154.0	55口	22,000円
184.8 ~ 188.0	154.1 ~ 156.7	56口	22,400円
188.1 ~ 191.3	156.8 ~ 159.5	57口	22,800円
191.4 ~ 194.6	159.6 ~ 162.2	58口	23,200円
194.7 ~ 197.9	162.3 ~ 164.9	59口	23,600円
198.0 ~ 201.2	165.0 ~ 167.7	60口	24,000円
201.3 ~ 204.5	167.8 ~ 170.5	61口	24,400円
204.6 ~ 207.8	170.6 ~ 173.2	62口	24,800円
207.9 ~ 211.1	173.3 ~ 176.0	63口	25,200円
211.2 ~ 214.4	176.1 ~ 178.7	64口	25,600円
214.5 ~ 217.7	178.8 ~ 181.4	65口	26,000円
217.8 ~ 221.0	181.5 ~ 184.2	66口	26,400円
221.1 ~ 224.3	184.3 ~ 187.0	67口	26,800円
224.4 ~ 227.6	187.1 ~ 189.7	68口	27,200円
227.7 ~ 230.9	189.8 ~ 192.5	69口	27,600円
231.0 ~ 234.2	192.6 ~ 195.2	70口	28,000円
234.3 ~ 237.5	195.3 ~ 197.9	71口	28,400円
237.6 ~ 240.8	198.0 ~ 200.7	72口	28,800円
240.9 ~ 244.1	200.8 ~ 203.5	73口	29,200円
244.2 ~ 247.4	203.6 ~ 206.2	74口	29,600円
247.5 ~ 250.7	206.3 ~ 209.0	75口	30,000円
250.8 ~ 254.0	209.1 ~ 211.7	76口	30,400円
254.1 ~ 257.3	211.8 ~ 214.4	77口	30,800円
257.4 ~ 260.6	214.5 ~ 217.2	78口	31,200円
260.7 ~ 263.9	217.3 ~ 220.0	79口	31,600円
264.0 ~	220.1 ~	80口	32,000円

注：1月～6月の間に加入した場合、その事業年度の掛金は上表「年間掛金」の1/2になります。

動産(家財)の加入口数の決め方

動産(家財)の取扱い口数は40口までですが、実際の家財に対して小さすぎる保障額では、損害額をカバーしきれませんし、逆に大きすぎると掛金が無駄になってしまいます。ご家族の人数等に応じ、下表を目安に口数をご検討ください。

注：下記にかかわらず、営内者が隊舎に保有する動産については1口～5口の範囲での取り扱いとなります。

家族構成	1名	2名	3名	4名	5名	6名	最大
加入口数の目安	5口以上	10口以上	15口以上	20口以上	25口以上	30口以上	40口
掛金の年額	2,000円～	4,000円～	6,000円～	8,000円～	10,000円～	12,000円～	16,000円
最高保障額(共済金)	火災等	250万円～	500万円～	750万円～	1,000万円～	1,250万円～	2,000万円
	風水害等	125万円～	250万円～	375万円～	500万円～	625万円～	1,000万円
	地震等	50万円～	100万円～	150万円～	200万円～	250万円～	400万円

ご契約・お支払に関する“よくあるお問い合わせ”

Q. 庭にある物置や車庫は「建物」保障の対象になりますか？

A. ケースによります。建物から離れているものは、延床面積66㎡(複数ある場合は合計して)未満に限り保障の対象になります。(ただし、建物の延床面積には含めません。)また、建物の屋根や外壁あるいは支柱を母屋と共用し建物と一体として造られた物置・車庫は、登記簿等をご確認のうえ建物延床面積に含めてご契約ください。

Q. ウッドデッキは「建物」の保障の対象になりますか？

A. ケースによります。建物(母屋)にボルト等により固定され、建物と一体となったウッドデッキはベランダ等と同様に建物として取扱い契約の対象となります。一方、建物と一体となっていないものは付属構築物として取扱い、保障の対象とはなりません。

Q. 台風の日、うっかり窓をあけっぱなしにしてしまったんですが保障の対象になりますか？

A. いいえ。なりません。窓や戸が開いた状態における雨・風の「吹き込み損害」、玄関ドア、すべりだし窓等を開けたことにより風に煽られて受けた損害は支払の対象外になります。

Q. 床下浸水にありましたが、建物自体の損害はありませんでした。保障の対象になりますか？

A. いいえ。なりません。建物に損害がない場合は、共済金の支払対象となりません。例えば、床下に流入した草木や泥などの撤去、床下の清掃等の費用は保障しません。

Q. 屋根付きの自転車置き場が雪でつぶれ、自転車とともに大破しました。保障の対象になりますか？

A. 風水害等による場合は、自転車置き場(建物)と自転車(動産)の、それぞれが(他にも損害があれば、建物、動産毎に合計で)10万円以上の損害で、さらに適切に管理されていたものであれば保障の対象となります。

Q. 妻の運転するクルマが家にぶつかって、壁を壊したんですが、保障の対象になりますか？

A. いいえ。なりません。共済契約者及び共済契約者と世帯を同じくする家族の所有または運転する車両、または車両の積載物による衝突または接触による損害は支払の対象外になります。

Q. 保障の対象で「契約者またはその配偶者等」が現に所有や居住とありますが、配偶者等とは具体的に誰を指しますか？

A. 右図の通りの皆様となります。



※ 配偶者、契約者または配偶者の父母及び祖父母、契約者または配偶者の子ども及び孫とその配偶者。

契約概要

共済金の計算方法と支払額は、その原因(火災等、風水害等、地震等)と、程度によって異なります

この共済の1口あたりの最高保障額は50万円ですが、すべての場合において最高保障額が支払われず、またご契約後、実際に共済事故が発生した場合は、防生協の地域担当者またはコールセンターへ

連絡していただく必要があります。下記の共済金支払額の計算方法をご確認の上お申し込みください。速やかにご連絡ください。



◆共済金支払額の計算方法

① 火災等の場合

対象	計算方法 (「建物」・「動産」各1万円以上の損害が支払の対象)	注意事項
建物	$\text{支払額} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済契約金額 (契約口数} \times 50\text{万円)}}{\text{共済目的の価額 (契約限度口数} \times 50\text{万円)}}$	建物の火災等による共済金のお支払いは、共済目的の価額に対する共済契約金額の割合に応じて(比例して)支払われます。より充実した保障のために「満口」(契約口数 = 契約限度口数)でのご加入をお勧めいたします。 ただし、損害額が共済目的の価額の70%以上の場合は、共済契約金額を限度に比率を掛けずにそのまま支払います。
動産	支払額 = 損害額	建物、動産いずれの場合も、計算した額が共済契約金額を超える場合は共済契約金額が限度となります。

② 風水害等・地震等の場合

対象	計算方法 (「建物」・「動産」各10万円以上の損害が支払の対象)	注意事項
建物 動産	$\text{支払額} = \text{共済契約金額 (契約口数} \times 50\text{万円)} \times \text{支払率 (下表より)}$	建物、動産いずれの場合も、計算した額が損害額を超える場合は損害額が限度となります。

【風水害等・地震等による損害の程度と共済金支払率】

損害の程度	認定基準 (再取得価額※1に対する損害額の割合)		支払率 (共済契約金額に乗ずる支払率)		
	建物※2	動産	風水害等	地震等	
					浸水の場合※3
全損	70%以上	床上1.8m以上	80%以上	50%	20%
大規模半損	50%以上70%未満	床上1m以上かつ1.8m未満	60%以上80%未満	25%	12%
半損	20%以上50%未満	床上以上かつ1m未満	30%以上60%未満	6%	6%
一部損	20%未満	床上まで達していない※4	30%未満	2%	2%

※1: 建物の再取得価額は延床面積×標準建築費(3.3㎡あたり、木造=50万円、耐火造=60万円)。動産の再取得価額は契約口数×50万円
 ※2: 建物は損害のパーセンテージまたは浸水の程度のいずれか高い支払率を適用します。(動産には浸水の基準はありません)
 ※3: 浸水の場合は浸水の高さをメジャーにより確認できる写真の提出が必要となります。また浸水の場合も、原則、損害復旧見積書の提出が必要となります。
 ※4: 床上まで達していない浸水で、建物に損害がない場合は共済金は支払われません。

③ 臨時費用について

対象	計算方法	注意事項
建物 動産	支払額 = 実際の共済金支払額 × 10%	1回の共済事故につき200万円を限度とします。(建物、動産合計して)

◆共済金支払額の計算例

① 加入した契約の例

事例設定	建物	動産
物件	○木造 延床面積134㎡ (40.6坪)	○4人家族の動産(家財)
契約内容	・建物：40口(契約限度口数に同じ) ・最高限度共済金：2,000万円(40口×50万円) ・年間掛金：16,000円(40口×400円)	・動産：20口(動産全体の再取得価額分と想定) ・最高限度共済金：1,000万円(20口×50万円) ・年間掛金：8,000円(20口×400円)
【建物・動産合計】最高限度共済金：3,000万円(60口×50万円) 年間掛金：24,000円(60口×400円)		

② 上記加入例に対する火災、災害の3事例

ケース1	建物(全焼)	動産(全焼)
火災等	◆損害額：2,000万円 共済金支払額 = $\frac{2,000\text{万円 (損害額)}}{2,000\text{万円 (共済目的の価額)}} \times 2,000\text{万円 (共済契約金額)}$ → 火災共済金 2,000万円	◆損害額：1,000万円 共済金支払額 = 損害額 → 火災共済金 1,000万円
合計額 3,200万円 (建物・動産 火災共済金合計 3,000万円 + 臨時費用 200万円)		

ケース2	建物(大規模半損)	動産(半損)
風水害等	◆損害の程度：床上浸水1.2m ※③ページ表参照 (再取得価額の50%～70%未満に相当) 共済金支払額 = $2,000\text{万円 (共済契約金額)} \times 25\% \text{ (支払率)}$ → 災害共済金 500万円	◆損害の程度：動産全体の再取得価額の50% (500万円相当) 共済金支払額 = $1,000\text{万円 (共済契約金額)} \times 6\% \text{ (支払率)}$ → 災害共済金 60万円
合計額 616万円 (建物・動産 災害共済金合計 560万円 + 臨時費用 56万円)		

ケース3	建物(全損)	動産(大規模半損)
地震等	◆損害の程度：再取得価格の70% (再取得価額の70%以上に相当) 共済金支払額 = $2,000\text{万円 (共済契約金額)} \times 20\% \text{ (支払率)}$ → 地震共済金 400万円	◆損害の程度：動産全体の再取得価格の70% (700万円相当) 共済金支払額 = $1,000\text{万円 (共済契約金額)} \times 12\% \text{ (支払率)}$ → 地震共済金 120万円
合計額 572万円 (建物・動産 地震共済金合計 520万円 + 臨時費用 52万円)		



注意喚起 情報

ご契約に当たって、必ず知っておいていただきたいこと

この「注意喚起情報」は、ご加入に際して注意していただきたい重要な事項を掲載しています。ご
なお、詳細につきましては「火災共済ご契約のしおり」をご確認ください。

加入前に必ずお読みいただき、内容を確認の上お申し込みください。

1 共済掛金及び共済金について

- (1) 共済掛金は、1口につき年額400円(ただし1月から6月の間に効力の生ずる共済契約については、1口200円)で、申込時の一時払(源泉控除)です。契約口数の最高限度は建物80口、動産40口、合計120口です。
- (2) 共済金は、1口につき火災等最高50万円、風水害等最高25万円、地震等最高10万円、最高限度額は建物と動産の合計120口で火災等6,000万円、風水害等3,000万円、地震等1,200万円です。

2 共済期間と継続契約(源泉控除による自動更新)

- (1) 共済期間は、年単位の契約で共済契約の効力が生じた日から1年間です。ただし、共済契約の効力が生じた日が組合の事業年度(毎年7月1日～翌年6月30日)の途中の場合は、その効力の生じた日から当該事業年度の末日までとなります。
- (2) 共済期間満了日の1か月前までに契約者から契約を更新しない旨、または契約の変更等の申出がない場合は、契約は従前と同じ内容(定款または規約の改正で掛金額・保障内容等に変更があった場合は、その改正後の内容)で自動的に更新されます。ただし、更新の日において契約する物件が規約第6条に定める共済目的の範囲外であるときを除きます。

3 共済目的の範囲

- (1) 同一の建物または同一の動産に契約できるのは、一人に限られます。
- (2) 次のものは共済契約の対象となる共済目的には含まれません。

【建物】

- ①空家、営業用建物(店舗、貸事務所、貸家、賃貸アパート等)
- ②建物に付属する門、塀、垣
- ③建物と同一敷地内にある物干、遊具、外灯、井戸、側溝、噴水、花壇、敷石、自立型充電器、宅配ボックス、アンテナ柱その他の建物に定着していない屋外設備・装置及び付属構築物
- ④マンション等区分所有法で規制される建物にあっては、共用・共有部分(屋根、廊下、外壁等)及び専用使用部分(ベランダ、テラス、ポーチ等)
- ⑤契約の対象とならない物置、車庫等
 - ・1棟の延床面積が66㎡以上のもの(複数を合計して66㎡以上の場合は契約対象を指定)
 - ・空家を物置として使用しているもの
 - ・農機具等の生産用機具を収納しているもの(納屋)
 - ・家具、衣類その他日常生活を営んでいるために必要な物資以外を収納しているもの
- ⑥営利目的であるか否かを問わず、塾、道場、稽古場、展示場等居住の目的でないもの

【動産】

- ①通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手
- ②貴金属、宝石、貴重品、美術品、書画、骨董、彫刻物
- ③趣味に供する用品のうち、同一の規模、主要構造、質、用途、型及び能力のものを再取得するために要する金額の算出ができないもの。
- ④稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、証書及び帳簿
- ⑤家畜、家さん、庭木、盆栽等の動植物
- ⑥自動車(自動二輪車、原動機付自転車、原動機付除雪機及び自動車の付属品。
ただし、敷地内の屋根付き自転車置場等に置かれ、適切に管理されている自転車は契約の対象となる。)
- ⑦商品、営業用の備品及び生産設備等(動力付農機具を含む。)
- ⑧USBメモリー、DVDディスク、スマートフォン等の記録媒体に記録されているデータ及びプログラム
- ⑨ベランダ、軒下、屋上、カーポート等屋外または四方が壁に囲まれていない場所にある動産(屋根がない場所、屋根があっても四方が壁に囲まれていない場所にある動産)。
ただし、使用しているエアコンの室外機を除きます。
- ⑩その他これらに類するもの

4 共済契約者の通知義務

共済契約成立後、共済目的について、次の各号の事実が発生した場合には、その旨を遅滞なく組合に通知してください。

- (1) 建物の用途または構造を変更し、あるいは改築、増築または修繕したこと。
- (2) 建物または動産を収容している建物を引き続き30日以上空家または無人としたこと。
- (3) 共済目的を他の場所に転移したとき。
- (4) 共済目的を解体または譲渡したこと。
- (5) 建物または動産が共済目的の範囲外となったこと。
- (6) 共済契約内容(所有区分、床面積、物件所在地、または現に居住する者等)に変更が生じたこと。

5 共済契約の無効

次の場合、共済契約は無効になり、当該契約に係る掛金を返還します。ただし、第1号に係る無効の場合は掛金を返還しません。

- (1) 契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的を持って締結した共済契約(共済掛金は返還しません。)
- (2) 契約者が契約日に既に死亡したとき。
- (3) 契約者が契約日において規約第5条の契約者の範囲外のととき。
- (4) 大規模地震特約日において規約第6条の共済目的の範囲外のととき。
- (5) 大規模地震特別措置法に基づく警戒宣言が発せられている期間に当該警戒宣言の対象地域において新たに締結した共済契約

6 契約の解約、解除、取消し及び消滅

(1) 解約

契約者は、将来に向かって何時でも解約することができます。ただし、質権が設定さ

れている場合は質権者の書面による同意が必要です。

- (2) 解除
 - 次の場合、組合は当該契約を解除することができます。
 - ①通知義務違反による解除
 - ②告知義務違反による解除
 - ③重大事由による解除
- (3) 詐欺または強迫による取消し(この場合、共済掛金は返還しません。)
- (4) 契約の消滅

契約の成立後、次の事実が発生した場合、契約は消滅します。

- ①共済目的が火災等、風水害等または地震等以外の原因により滅失したこと。
- ②共済目的が契約者の故意または重大な過失により滅失したこと。
- ③共済目的が解体されたこと。
- ④共済目的が譲渡されたこと。

7 解約、解除、取消し及び消滅時の掛金の取扱い

- (1) 解約、解除及び消滅の場合は、当該事実発生日の翌日から当該事業年度末(6月)までの残余月数に相当する掛金を次式により返還します。
返還額＝口数×33円×残余月数(この場合、当該年度の割戻金はありません。)
- (2) 取消しの場合、払い込まれた掛金は返還しません。また、割戻金也没有ありません。
- (3) 解除の場合で既に共済金が支払われていた場合、当該共済金を返還していただきます。

8 資格喪失時の契約

退職等により、契約者が組合員の資格を失った場合は、その資格喪失日からすでに成立した契約の共済期間(当該事業年度未まで)に限り、契約を継続することができます。

9 承継

- (1) 契約者が死亡した場合、相続人は、その死亡した事業年度の末日までの間、当該契約による権利義務(共済金請求権、通知義務等)を承継することができます。
- (2) 相続人は、契約者の死亡に伴う解約申請に併せて、承継する旨を組合に届け出る必要があります。

10 共済金をお支払いできない損害

- (1) 契約者の故意または重大な過失により生じた損害
- (2) 契約者と世帯を同じくする家族の故意または重大な過失により生じた損害(その者が契約者に共済金を取得させる意思を有しなかった場合を除く。)
- (3) 火災等、風水害等または地震等により、共済目的が紛失しまたは盗難にかかったことにより生じた損害
- (4) 契約者でない者が共済金を受け取るべき場合において、損害がその者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失により生じた損害
- (5) 戦争、暴動またはその他の事変により生じた損害
- (6) 燃焼機器、暖房機器または電気機器等の加熱によって生じた当該機器の損害
- (7) 核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性により生じた損害
- (8) 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使により生じた損害(消防または避難に必要な措置による損害を除く。)
- (9) 共済目的の欠陥により生じた損害
- (10) 共済目的の自然の消耗若しくは劣化、性質による変色若しくは変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、はがれ落ち、肌落ち、ねずみ食い、虫食いまたはこれらに類する事由により生じた損害

- (11) 共済目的の増改築若しくは一部取壊し若しくは修理若しくは調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣により生じた損害
- (12) 共済目的に発生した擦り傷、かき傷、塗料のはがれ落ちその他単なる外観上の損傷であって、共済目的の機能に直接関係のない損害
- (13) 風、雨、雪、ひょう、砂塵の吹込み(窓・戸等建物または屋外設備の開口部から入り込むことをいう。)その他これらのものの漏入によって生じた損害
- (14) 契約者及び契約者と世帯を同じくする家族の所有または運転する車両または車両の積載物による衝突または接触によって生じた損害
- (15) 風水害等及び地震等に起因しない土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- (16) 新たに契約(共済金額を増額した場合は、当該増額した部分に係る契約)を締結した日の前日以前に発生していた(原因の発生も含む。)

11 損害鑑定人による調査等

時間の経過により損害と火災等、風水害等または地震等との因果関係が不明瞭な場合や経年劣化との判別が難しい場合等においては、必要に応じ損害鑑定人による立会調査を実施し、損害の原因や損害状況の調査を行うことがあります。この場合、共済金請求書類のうち調査に必要な情報を当該損害鑑定会社に提供します。また、落雷については落雷発生調査を行い、落雷地点が罹災物件の近傍(2km以内)にあるか確認します。

12 共済金の支払期限

原則として、契約者からの共済金請求書類が組合に到達し完備した日の翌日から30日以内(※)に共済金を指定口座に振り込みます。ただし、事実確認のため特別な照会または調査が必要な場合は180日(※)まで、また災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議において専門調査会が設置された大規模災害等(首都直下地震、南海トラフ地震等が発生するものと見込まれる広域災害)が発生した場合は365日(※)まで許容されます。共済金の請求に必要な書類を迅速に整えていただくようお願いいたします。

※ただし、①日曜日及び土曜日、②国民の祝日に関する法律で定める休日、③12月29日～翌年1月3日までの日は含みません。

13 臨時費用の支払

共済金を支払う場合は、火災等、風水害等、地震等に伴う生活上の臨時の支出に充てるために要する額として、当該共済金の額の10%に相当する額を共済金に加えて支払います。ただし、1回の共済事故につき200万円を限度とします。

14 共済金の内払

- (1) 契約者は、次のいずれかに該当する場合には共済金の内払を請求することができます。この際、組合は罹災証明書他、必要な書類の提出を受け確認します。
 - ①共済目的について、共済事故により全焼、全滅失その他これらに準ずる程度の損害が生じたとき。
 - ②損害額の算出や共済金の支払等に長期に時間を要すると判断される場合で、組合が必要と認めたとき。
- (2) 内払の額は、その損害に対して支払わなければならない共済金の見込額の15%に相当する額とし、1回の共済事故につき、300万円を限度とします。

15 重複契約の場合の共済金支払

- (1) 同一の物件に異なる複数の火災保険または火災共済を契約すること(重複契約という。)は可能ですが、全ての共済契約金額(保険金額)の合計額がてん補すべき損害額を超える場合、それぞれの契約から支払われる共済金等の合計額は損害額となるように調整されます。損害額以上の保障が得られるわけではありませんので、契約の際は適切な共済契約金額(保険金額)となるようご注意ください。また、調整のため共済金請求書類のうち必要な情報を重複契約のある会社、組合等に提供します。
- (2) 再取得価額を基準として損害額を算出する重複契約がある場合
 - ①他の共済契約または保険契約(他の共済契約等という。)から共済金または保険金が支払われていない場合は、この共済契約の支払責任額とします。
 - ②他の共済契約等から共済金または保険金が支払われた場合(※)は、損害額から、他の共済契約等から支払われた共済金または保険金の合計額を差し引いた残額とします。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。
- (3) 時価額を基準として損害額を算出する重複契約がある場合
共済目的について時価額を基準として算出した損害額に基づき共済金または保険金を支払う重複契約がある場合は、他の共済契約等の支払いを優先し、損害額から他の共済契約等から支払われた共済金または保険金(※)の合計額を差し引いた残額を支払います。ただし、この共済契約の支払責任額を限度とします。
- (4) 他保険会社等の約款等に投分の規定がある場合は、当該保険会社等との調整となります。

※支払通知書等の写しを提出していただき確認します。

16 第三者行為による損害

本来、放火及び車両の飛び込み、上層階の他人の住居からの溢水による水漏れ等による損害は、第三者(加害者)が賠償責任を負うものですが、加害者を特定できなかったり、賠償能力がない、あるいは賠償額が不足する等の場合は組合が保障することになり、次のように処理します。

- (1) 契約者が第三者から損害賠償を受けたときは、共済金から当該保障額を差し引きます。
- (2) 第三者の行為に因る共済事故に対して共済金を支払った場合、契約者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権が取得します。

17 大規模災害等発生時の共済金の支払

1回の大規模災害等(首都直下地震、南海トラフ地震等)の総支払限度額は50億円(東日本大震災時の共済金支払総額約15億円の3倍強)としています。大規模災害等が発生した場合、組合は支払うべき共済金の見積を行い、その見積合計額が50億円以下であれば通常の算出額をお支払いいたしますが、見積合計額が50億円を超えるときは仮払額をお支払いし、その後、総代会の議決を経て、共済金の分割支払または支払額の削減を行うものとします。この場合、共済金の内払は行われません。

18 複数回の風水害等及び地震等により損害を受けた場合の共済金の支払

複数回の風水害等及び地震等による共済目的の損害であっても先の風水害等及び地震等の損害を修復または修繕しないうちに再び損害が生じた場合は1つの風水害等による共済事故とみなし共済金を支払います。

19 時効

共済金の支払及び掛金の返還を請求する権利は、これらを行行使することができることから3年間行使しないときは時効によって消滅します。支払等の事由が発生したときは速やかに請求してください。

20 その他

- (1) 毎事業年度の決算で、剰余金があると割戻され(※)、現職時は、将来の長期生命共済(退職者生命・医療共済)の掛金として積立てられます。また、退職者生命・医療共済に移行せず組合を脱退する場合は出資金とともにお返しします。退職組合員等は次年度掛金の一部に振り替えます。 ※決算の結果、割戻しを行わない場合もあります。
- (2) 火災・災害共済は以下の特約を含め年末調整や確定申告の際の地震保険料控除の対象とはなりません。
- (3) 組合が支払った臨時費用を含まない共済金の額が、1回の共済事故により共済契約金額に達した場合、当該年度の共済契約に係る保障は、当該共済金の支払の原因となった共済事故が発生したときに終了します。この場合において、当該共済契約の共済掛金は返還しません。
- (4) 前項(3)に規定する損害に至らない損害に対し共済金を支払った場合においては、共済契約は維持され、当該共済契約の共済契約金額は減額されません。

+++++借家人賠償責任特約について+++++

1 借家人賠償責任特約とは

借主は、借りている部屋(借用戸室)を「原状回復」して貸主に返還する義務があり、契約者の責による火災等(不慮の人為的災害及び落雷を除く。)を起こしてしまった場合、債務不履行に基づく損害賠償責任が発生します。こうした借用戸室の原状回復に関する損害賠償責任を保障するのが、借家人賠償責任特約です。

2 契約要件

- 借用戸室に収容された動産に係る共済契約に付帯され、かつ、次のすべてに該当する場合に限り締結できます。
- (1) 借用戸室に契約者の共済目的である動産を収容していること。
 - (2) 借用戸室が契約者の所有するものでないこと。
 - (3) [契約者とその借用戸室の貸主との間で、借用戸室の賃貸借契約または使用貸借契約が締結されていること]または[国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)、国家公務員宿舎法施行令(昭和33年政令第341号)及び国家公務員宿舎法施行規則(昭和34年大蔵省令第10号)等に基づき、共済契約者に貸与された国家公務員宿舎(特別借受宿舎及び一般借受宿舎を含む。)]
なお、借家人賠償責任特約は、借用戸室に収容された動産に係る共済契約に含めて1契約となります。

3 借家人賠償責任共済金の範囲

借家人賠償責任共済金の範囲は、次に掲げるものとし、その額は1回の共済事故につき、借家人賠償責任共済契約金額を限度とします。

- (1) 契約者が借用戸室についてその貸主に支払うべき損害賠償金(時価)(判決により支払を命ぜられた訴訟費用、判決日までの遅延損害金を含む。損害賠償金を支払うことにより契約者が代位取得するものがある場合は、その金額を差し引いた額とする。)
- (2) 契約者が損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうち組合が必要または有益であったと認められるもの及び損害額の算出に要した費用
- (3) 損害賠償責任の解決について、共済契約者が書面による組合の同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁若しくは和解若しくは調停に要した費用
- (4) 損害賠償責任の解決について、契約者が書面による組合の同意を得て支出した示談交渉に要した費用

4 借家人賠償責任共済金を支払わない場合

次のいずれかに該当する場合には、借家人賠償責任共済金を支払いません。

- (1) 契約者またはその者の法定代理人の故意による事故
- (2) 契約者の心神喪失または指図による事故
- (3) 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争、暴動その他の変乱により生じた事故
- (4) 原因が直接であると間接であるとを問わず、核燃料物質(使用済核燃料を含む。)または核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性等その他の有害な特性により生じた事故
- (5) 原因が直接であると間接であるとを問わず、風水害等または地震等により生じた事故
- (6) 借用戸室の改築、増築または取り壊し等の工事による事故
- (7) 借用戸室を返却した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任による賠償
- (8) 契約者と借用戸室の貸主との間の特別な損害賠償約定により加重された損害賠償責任による賠償

5 借家人賠償責任特約共済金の請求権

契約者が借用戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、契約者と当該貸主との間で、判決が確定したときまたは裁判上の和解若しくは調停若しくは書面による合意が成立したときから発生し、これを行行使することができます。

6 借家人賠償責任特約の先取特権

- (1) 契約者に対して借用戸室に係る損害賠償を請求できる貸主(以下「損害賠償請求者」という。)は、借家人賠償責任共済金を請求する権利について先取特権を有しています。
- (2) 契約者は、(1)の損害賠償請求に係る債務について弁済をした金額または損害賠償請求者貸主の承諾があった金額の限度においてのみ、組合に対して共済金を請求する権利を行行使できます。
- (3) 借家人賠償責任特約に基づき借家人賠償責任共済金を請求できる権利は、譲り渡し、質権の目的とし、または差し押さえることは次の場合を除きできません。
 - ①損害賠償請求貸主に譲り渡しまたは当該損害賠償請求する権利に関して差し押さえる場合
 - ②契約者が規約第49条により借家人賠償責任共済金の請求する権利を行行使することができる場合

7 借家人賠償責任特約の消滅

- (1) 借家人賠償責任特約は、借家人賠償責任共済金の額が、1回の賠償責任につき、借家人賠償責任共済契約金額の100%に相当する額となったときは、当該借家人賠償責任共済金の支払いの原因となった損害が発生したときに消滅します。この場合、当該借家人賠償責任特約に係る共済掛金は返還しません。
- (2) (1)に規定する損害賠償責任に至らない損害賠償責任に対して借家人賠償責任共済金を支払った場合においても、借家人賠償責任特約は継続し、当該借家人賠償責任共済契約金額は減額しません。
- (3) 借家人賠償責任特約は、借用戸室に収容された動産に係る共済契約を取消し、解除、解約、消滅したときまたは賃貸借等契約が終了したときは、その日をもって特約事業は消滅します。この場合、当該共済契約の未経過期間(1か月に満たない端数日を切り捨てた月数)に相当する共済掛金を契約者に返還します。返還額は、共済掛け金額を12で除した金額(1円未満は切り捨てる。)に返還すべき月数を乗じた金額となります。